

有限会社マモル商運

令和4年度環境経営レポート (対象期間：令和4年4月～令和5年3月)



作成日： 令和5年5月8日

更新日： 令和5年6月6日

目次

I 環境経営方針

II 組織の概要

III 環境目標とその実績

IV 環境活動計画、取組結果とその評価、次年度の取組内容

V 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

VI 代表者による全体評価と見直しの結果

VII 廃棄物処理に係る組織の概要

I. 環境経営方針

1. 環境理念

有限会社マモル商運は、深刻化する地球環境問題への取り組みが最重要課題であると認識し、廃棄物処理事業を通じ全社一丸となって循環型社会形成へ積極的に取り組み、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、循環資源の有効利用及び環境負荷低減を図り、環境保全活動の継続的改善に取り組みます。

2. 行動指針

事業活動に関連する環境関連法規等を遵守し、環境経営の継続的改善を誓います。また、環境理念に基づき、廃棄物処理事業活動や廃棄物による環境負荷を低減するため、省資源・省エネルギー・公害防止活動を推進することで環境保全に努め、国・地方公共団体の政策に協力し、廃棄物の適正処理や再資源化、排出事業者への情報提供等の啓蒙活動に努めます。

そのため、次のことに取り組みます。

- ① 収集運搬車両の点検整備・エコドライブを実践し、省エネと排ガスの抑制に取り組みます。
- ② 電力・燃料等の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- ③ 廃棄物分別による発生抑制（減量）、再利用及び再資源化の3R活動を推進します。
- ④ 水資源の有効活用と節水に取り組みます。
- ⑤ 受託した廃棄物処理において環境配慮に努めるとともに、排出者への情報提供、分別排出の指導等に努めます。
- ⑥ 環境関連法規や当社が約束したことを遵守します。
- ⑦ 人材育成・社員教育の充実と、職場環境の改善に努めます。
- ⑧ 環境経営レポートとして環境活動の取り組みを公表します。

制定日：平成28年 9月 1日

改訂日：令和 4年 5月 2日（第四版）

有限会社マモル商運 代表取締役 **守田 功**

II. 組織の概要

1. 名称及び代表者名

有限会社マモル商運 代表取締役 守田 功

2. 所在地

本社 (床面積 118㎡)	〒039-1103 青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内10番地5
	TEL 0178-28-8510 FAX 0178-20-3202
	URL:http://mamoru.eco.coocan.jp/
尻内事業所 (床面積 143㎡)	〒039-1101 青森県八戸市尻内町下毛合清水5-1
	TEL 0178-28-8510 FAX 0178-20-3202
尻内事業所内施設 車両整備工場 (床面積 49.68㎡)	〒039-1101 青森県八戸市尻内町下毛合清水5-85
五戸営業所(無人) (床面積 9.9㎡)	〒039-1502 青森県三戸郡五戸町大字切谷内字新助沢8-1
	TEL 0178-23-4834
南部営業所(無人) (床面積 6.6㎡)	〒039-0613 青森県三戸郡南部町大字森越字館野5
	TEL 080-6015-8953

3. 環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 業務部長
環境事務局責任者 環境事務局長
連絡先 TEL 0178-28-8510
FAX 0178-20-3202

4. 事業活動の内容

一般廃棄物収集運搬業	青森県八戸市、階上町、南部町、十和田地域広域事務組合(十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村)
産業廃棄物収集運搬業	青森県
特別管理産業廃棄物収集運搬業	青森県
産業廃棄物処分業	八戸市

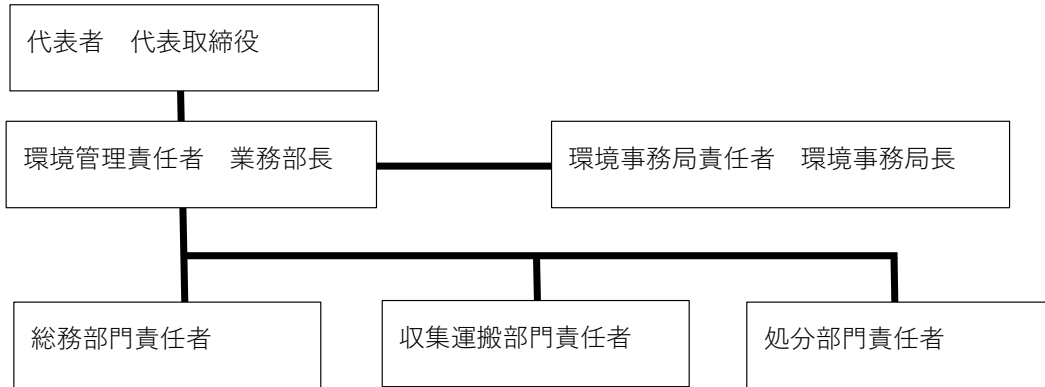
5. 事業の規模

売上高	(令和4年度)	231	百万円	
従業員	(令和4年4月1日現在)	19	名	
延床面積	本社	118	㎡	
	尻内事業所	143	㎡	
	作業場(車両整備工場)	49.68	㎡	
運搬量	一般廃棄物	6,785.25	t/年	
	産業廃棄物	964.44	t/年	
	特別管理産業廃棄物	1.71	t/年	運搬量合計7,751.40 t/年
処分量	産業廃棄物	32.80	t/年	

6. 対象範囲(認証・登録範囲)

有限会社マモル商運のすべての組織及び事業活動を対象とします。

7. 事業年度
毎年11月1日から翌年10月31日
8. 環境活動レポートの対象期間（発行日）
令和4年4月1日から令和5年3月31日
9. EA2I体制図



環境経営システム 役割・責任・権限表

	役割・責任・権限
代表者 代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システム運用及び維持に必要な経営資源の準備 ・各部門責任者の任命 ・経営における課題とチャンスの明確化 ・環境経営方針の策定、見直し及び全従業員へ周知 ・環境経営目標、環境経営計画書を承認 ・代表者による全体の評価と見直しの実施 ・環境経営レポートの承認
環境管理責任者 業務部長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理 ・環境関連法規等の取りまとめ表を確認 ・環境経営目標、環境経営計画書を確認 ・環境経営の取組状況を代表者への報告 ・環境経営レポートの確認
環境事務局責任者 環境事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理責任者の補佐、EA2I推進委員会の事務局 ・環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・環境関連法規等の取りまとめ表の作成及び最新版管理 ・環境経営目標、環境経営計画書原案の作成 ・環境活動の実績集計 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口。 ・環境経営レポートの作成、公開（事務所に備付けと地域事務局への送付）
部門責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部門について環境経営システムを実施し、維持する ・省資源、省エネ、節水等の奨励・実施 ・従業員に対する教育訓練の実施
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

III. 環境目標とその実績

1. 環境への負荷の実績

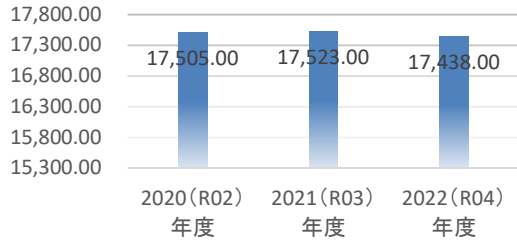
項目	単位	2020 (R02) 年度	2021 (R03) 年度	2022 (R04) 年度
電力	使用量(kWh)	17,505.00	17,523.00	17,438.00
	排出量(kg-CO2)	9,803	9,813	9,765
軽油	使用量(L)	88,089.06	84,345.65	81,163.62
	排出量(kg-CO2)	228,151	218,455	210,214
CO2排出量	kg-CO2	250,115	234,492	226,052
運搬(走行)距離	km	384,288	369,289	358,011
CO2排出量/運搬(走行)距離	kg-CO2/km	0.65	0.63	0.63
自社排出量 (一般廃棄物)	kg	2,534	2,112	1,650
自社排出量 (産業廃棄物)	kg	280	1,090	300
水使用量	m ³	209	198	184
地域貢献	件数	4	1	2

※上記電力の二酸化炭素排出係数について2019(R1)年度実績 KDDI㈱「0.560」を用い、二酸化炭素排出量を算定

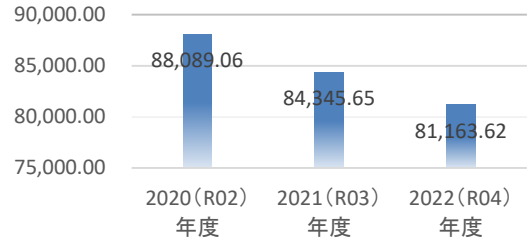
※上記軽油の二酸化炭素排出係数について「2.59」を用い、二酸化炭素排出量を算定

※上記CO2排出量/運搬(走行)距離は、実際のCO2排出量と運搬(走行)距離から算出した新たな指標(原単位)

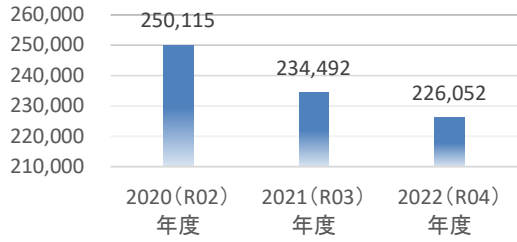
電力 (KWH)



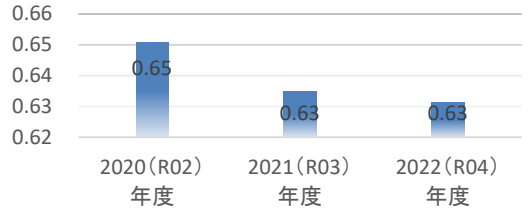
軽油 (L)



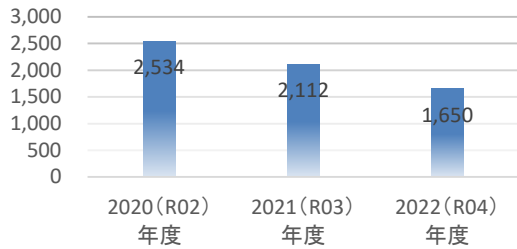
CO2排出量 KG-CO2



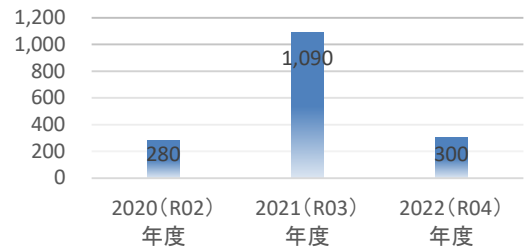
CO2排出量/運搬(走行)距離 KG-CO2/KM



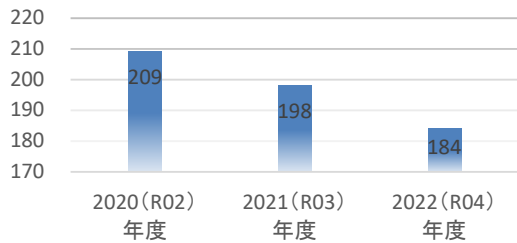
自社排出量(一般廃棄物) KG



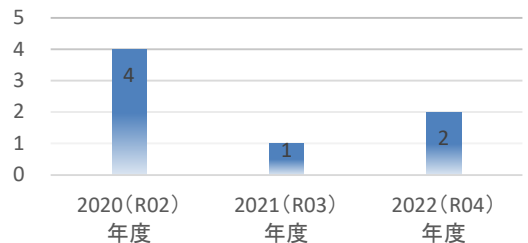
自社排出量(産業廃棄物) KG



水使用量 m³



地域貢献 件数



2. 環境目標の設定（令和4年度～令和6年度）

コア指標	環境方針	環境目標	削減率又は増加率 (%)	基準年度	年度毎目標値 (基準年度に対する削減(増加))			中長期の 目標
			単位	基準値	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和4年度～ 令和6年度
二酸化炭素排出量	省エネルギーの推進	電力の削減	削減率 (%)	令和3年度	0.56	1.98	3.40	3.40
			k w h	17,523	17,425	17,176	16,927	16,927
		軽油の削減	削減率 (%)	令和3年度	0.25	0.54	0.84	0.84
			L	84,346	84,135	83,890	83,637	83,637
実際の軽油使用量は業務量の変化に影響を受けることから、実際の運搬(走行)距離から予想軽油使用量を算出して定期的に点検・確認する。 ※予想軽油使用量L = 実際の運搬(走行)距離km × 0.63kg-CO ₂ /km ÷ 2.59kg-CO ₂ /L								
廃棄物排出量	廃棄物削減の推進	一般廃棄物(自社廃棄物)の削減	削減率 (%)	令和3年度	2%	3%	5%	5%
			kg	2,112	2,070	2,049	2,006	2,006
		産業廃棄物(自社廃棄物)の削減	削減率 (%)	令和3年度	2%	3%	5%	5%
			kg	1,090	1,068	1,057	1,036	1,036
廃棄物の再資源化 廃棄物削減活動(3R活動)を推進し、廃棄物の再資源化量把握と取組状況を定期的に確認する。								
水使用量	水使用量の削減	節水	削減率 (%)	令和3年度	1	1	1	1
			m ³	198	196	196	196	196
受託した廃棄物処理の環境配慮に関する項目	受託した廃棄物処理の環境配慮	廃棄物の収集運搬に伴う環境配慮	低燃費車への切替・導入、排出者へ分別排出方法の提案又は再資源化方法の情報提供等、環境負荷低減の取組状況を都度確認する。					
業務改善・社会的課題対応	人材育成・社員	資質向上教育	講習会・研修会等への参加、乗務員教育の実施、休暇取得の案内等、その取組状況を定期的に確認する。					
	職場環境の改善	健康面サポート	休暇取得の推進や健康サポートサービスの案内等、定期的なサポート状況を確認する。					
地域貢献	地域貢献活動の推進	慈善活動・環境教育・清掃活動等	増加率 (%)	令和3年度	50%	50%	50%	50%
			件数	1	2	2	2	2

※上記電力の二酸化炭素排出係数について2019(R1)年度実績 KDDI(株)「0.560」を用い、二酸化炭素排出量を算定

※上記軽油の二酸化炭素排出係数について「2.59」を用い、二酸化炭素排出量を算定

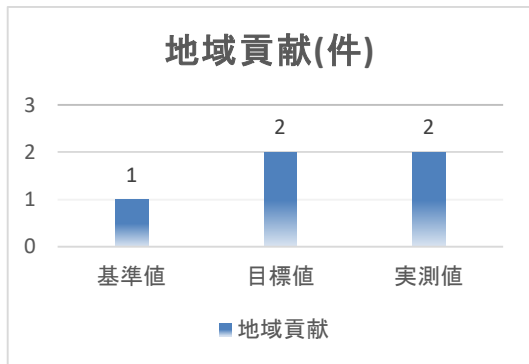
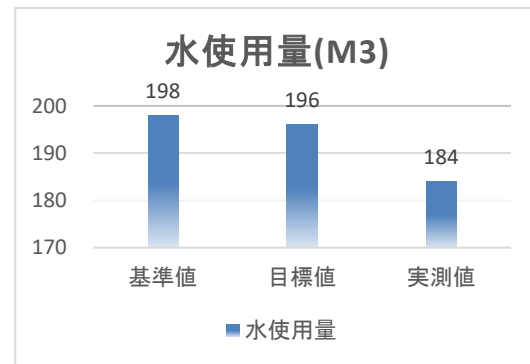
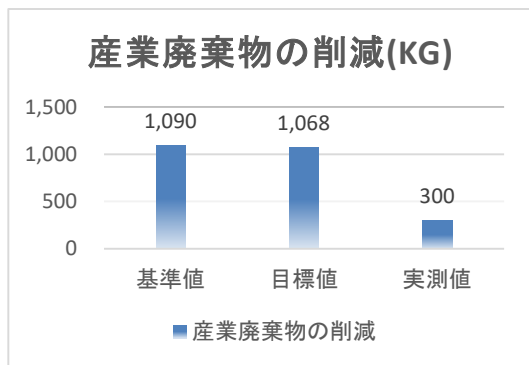
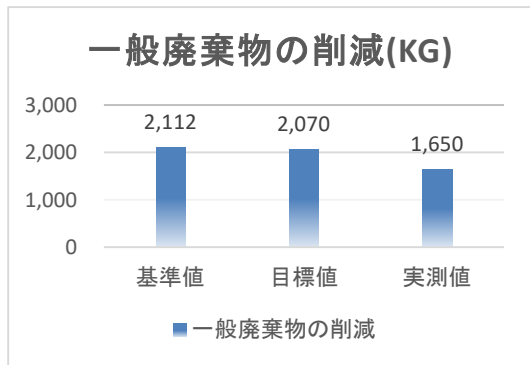
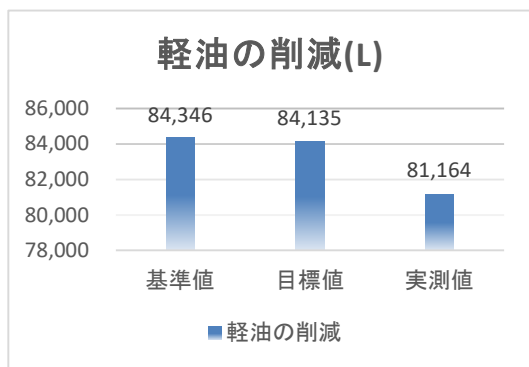
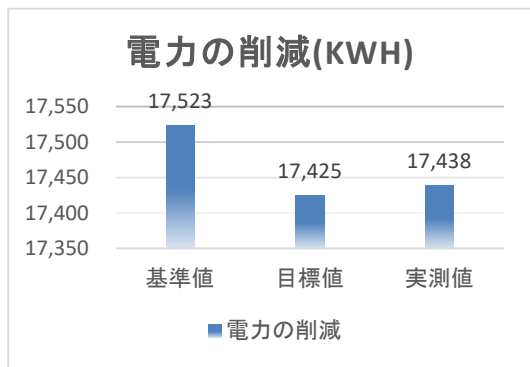
3. 環境目標の実績

コア指標	環境方針	環境目標項目	単位	令和3年度(2021年)	令和4年度(2022年度)			
			単位	基準値	目標値	削減(増加)率	実測値	達成状況
二酸化炭素排出量	省エネルギーの推進	電力の削減	kwh	17,523	17,425	-0.56%	17,438	○(目標値の105%以内)
			排出量(kg-CO2) _{※1}	9,813	9,758		9,765	
		軽油の削減	L	84,346	84,135	-0.25%	81,164	○
			排出量(kg-CO2) _{※2}	218,455	217,909		210,214	
		運搬(走行)距離	km	369,289			358,011	
軽油予想量	L _{※3}	89,827			87,084	○(実数量) <= 予想量		
廃棄物排出量	一般廃棄物の削減		kg	2,112	2,070	-2%	1,650	○
	産業廃棄物の削減	産業廃棄物の削減	kg	1,090	1,068	-2%	300	○
水使用量	水使用量の削減	節水	m ³	198	196	-1%	184	○
地域貢献	地域貢献活動の推進	慈善活動・環境教育・清掃活動等	件数	1	2	50%	2	○

※1 上記電力の実測値 二酸化炭素排出係数について2019(R1)年度実績 KDDI(株)「0.560」を用い、二酸化炭素排出量を算定

※2 上記軽油の二酸化炭素排出係数について「2.59」を用い、二酸化炭素排出量を算定

※3 上記軽油予想量(L)について、運搬(走行)距離(km)×0.63(kg-CO2/km)÷2.59(kg-CO2/L)で算定



IV. 環境活動計画、取組結果とその評価、次年度の取組内容

環境活動計画については、単年度の環境目標に対応した具体的な取組の内容（達成手段）を表4の通り作成しました。
 なお、それぞれの計画の責任者と担当者及びスケジュールを定め確実な実行に努めております。

表4 主な環境活動計画の内容

環境方針	環境目標項目	取組内容	実施状況の評価	取組み結果	次年度の取組内容
二酸化炭素排出量削減	■消費電力の削減	・不要な照明の消灯	△	ほぼ目標を達成できたが、電力使用量の変化が比較的大きい6月及び10月について、取組み強化を図りたい。	空調機器使用による電力消費が大きいことから、適正な温度管理に努めたい。
		・OA機器等電源不要時のOFFもしくは省エネモードの推進			
		・クールビズ・ウォームビズの徹底			
		・エアコンフィルターの清掃			
	■軽油使用量の削減（燃費の向上）	・エコ運転・エコドライブの教育研修	○	4月及び10月に実施した燃費の把握とエコドライブやルート見直し等の乗務員教育により、一定の効果があった。	取組みを継続する。
		・空気圧チェック（出庫前点検時）			
		・効率的なルート設定・見直し			
		・燃費の把握			
		・定期点検整備の着実な実施			
廃棄物排出量削減	■一般廃棄物・産業廃棄物の削減（自社廃棄物の日常管理）	・詰め替え可能製品や、リサイクルしやすい製品の購入及び使用	○	焼却処分される古紙等の排出量を定期的に確認・把握することによって古紙の再資源化が向上し、また、3S活動によるごみ発生抑制等の効果があった。	取組みを継続する。
		・排出量の把握			
		・3S（整理・整頓・清掃）活動によるごみの発生抑制推進			
	■廃棄物の再資源化推進	・古紙、金属、ガラスびん等の回収ボックス配置及び分別回収	○	再資源化に関する情報を共有する等、リサイクル業者を定期的に訪問・確認した。	取組みを継続する。
		・再資源化量の把握			
		・適切なリサイクル業者の選定（都度）			
水使用量削減	■水道使用量の削減	・洗濯時の流水量の調整（朝礼・月次ミーティング）	○	洗濯時は手元バルブ使用する等、流し放しを防ぐことを定期的に確認し、節水の向上につながった。	取組みを継続する。
		・手洗い時の節水			
受託した廃棄物処理の環境配慮	■廃棄物の収集運搬に伴う環境配慮	・低燃費車・環境適合車への代替・導入（都度）	○	排出者に対して、分別回収の啓蒙活動や法改正等の情報提供に努め、排出者の意識向上につながった。	取組みを継続する。
		・分別排出の提案・再資源化方法の情報等提供（都度）			
		・廃棄物処理に関わる法令等の情報等提供（都度）			
業務改善	■人材育成・社員教育	・定期的な乗務員教育の実施	○	予定した乗務員教育は100%実施した。	取組みを継続する。
		・講習会・研修会への参加			
	■職場環境の改善	・休暇取得の推進（都度）	○	有給休暇等の取得しやすい職場環境を目指した結果、ほぼ達成した。	取組みを継続する。
		・健康サポートサービスの案内又は利用促進（都度）			
社会貢献	■地域貢献活動の推進	・周辺道路のごみ拾い、側溝清掃、草刈りなどの実施	○	取組内容のとおり履行されている。	取組みを継続する。
		・環境教育等、地域活動への参加（都度）			

○：評価出来る、△：まずまず評価できる、×：評価できない

環境活動の状況

日付	令和4年4月13日	件名	省エネ活動
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>注意喚起（節水）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>注意喚起（整理・整頓・清掃）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>紙の分別・資源化活動</p> </div> </div>			

日付	令和4年5月5日	件名	ボランティア清掃
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>道路清掃状況1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>道路清掃状況2</p> </div> </div>			

日付	令和4年9月16日	件名	油漏れ対応訓練
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>油漏れ対応訓練状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>保管場所の掲示（R4.9.17撮影）</p> </div> </div>			

V. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規等について一覧表に取りまとめました。その結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、消防法、水質汚濁防止法、八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、災害廃棄物の処理等に関する協定等の遵守状況を確認したところ違反はありませんでした。

また、青森県・八戸市等の関係当局からの違反等の指摘、住民等の外部からの苦情、訴訟等について問題ありませんでした。

法令等の名称	条項	該当する要求事項	遵守評価	
法	第7条1項	一般廃棄物処理業者(収集・運搬)は市町村町の許可(更新2年)	○	
	第7条第16項	帳簿を備え、一般廃棄物の処理について運搬年月日等を記載する。(省令第2条の5第1項)	○	
	第12条1項	産業廃棄物収集運搬の基準(運搬車両の表示、許可証携帯他)	○	
	第12条2項	産業廃棄物保管の基準(保管場所表示60*60等) *蛍光管は、「水銀含有製品産業廃棄物」の明示	○	
	第12条5項	産業廃棄物処理は、許可業者に委託する。	○	
	第12条7項	委託した産業廃棄物処理状況を確認するよう努める。(排出者責任)	○	
	第12条の3	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)の交付	○	
	第12条の3 第7項	産業廃棄物管理票交付状況 報告(6/30まで)	○	
	第12条の3 第8項	廃棄物管理票返送遅延時の 届け出(D票90日、E票180日)	○	
	第12条の3 第10項	廃棄物管理票の保存(5年間)	○	
	第14条1項	産業廃棄物収集運搬業の許可	○	
	第14条6項	産業廃棄物処分業許可	○	
	第14条の四	特別管理産業廃棄物収集運搬許可	○	
	第18条	報告の徴収 一般廃棄物収集運搬実績報告書 報告の徴収 産業廃棄物処分実績報告書	○	
	水質汚濁防止法	第14条の二	事故時の措置(貯油施設等の設置事業者は、事故時都道府県知事への届出。)	○
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	第6条	事業者の責務(特定家庭用機器廃棄物を排出する場合は、再商品化等が確実に実施出来るように適切に引き渡す。) ・特定家庭用機器:TV・洗濯機・冷蔵庫・エアコン	-	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(70㏓排出抑制法)	第16条	第1種特定製品の管理者の判断基準 ・業務用冷凍、空調機器1回/3ヶ月の簡易点検 ・業務用冷凍機器7.5KW以上1回/年定期点検 ・業務用空調機器7.5kw以上 50KW未満1回/3年定期点検	-	
浄化槽法	第5条	設置届出	○	
	第8~10条	保守点検、清掃	○	
	第11条	定期検査	○	
条例	八戸地域広域市町村圏事務組合火災予防条例	第56条	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出 ・少量危険物「灯油200l以上1,000l未満」 ・指定可燃物「合成樹脂(発泡品)20㎡以上」	○
その他	災害廃棄物の処理に関する協定	-	・災害時における災害ごみの収集運搬	○
	〃	-	・大規模災害時における災害廃棄物の処理等	○

VI. 代表者による全体評価と見直しの結果

エコアクション21の継続的取り組み効果がみられました。特に業務改善を進めた結果、従業員の資質向上や働き方改革が推進されました。

環境経営目標では、受注作業量増減の影響を加味し、売上高に対する二酸化炭素排出量で判断することとしておりましたが、世界的経済情勢の変化等による取引先の業務発注量減少が大きく影響し、売上高に対する二酸化炭素排出量では適正な判断ができませんでした。

そこで、作業量の変化に比較的比例する運搬（走行）距離に着目し、運搬（走行）距離に対する二酸化炭素排出量を新たな指標（原単位）として見直しました。

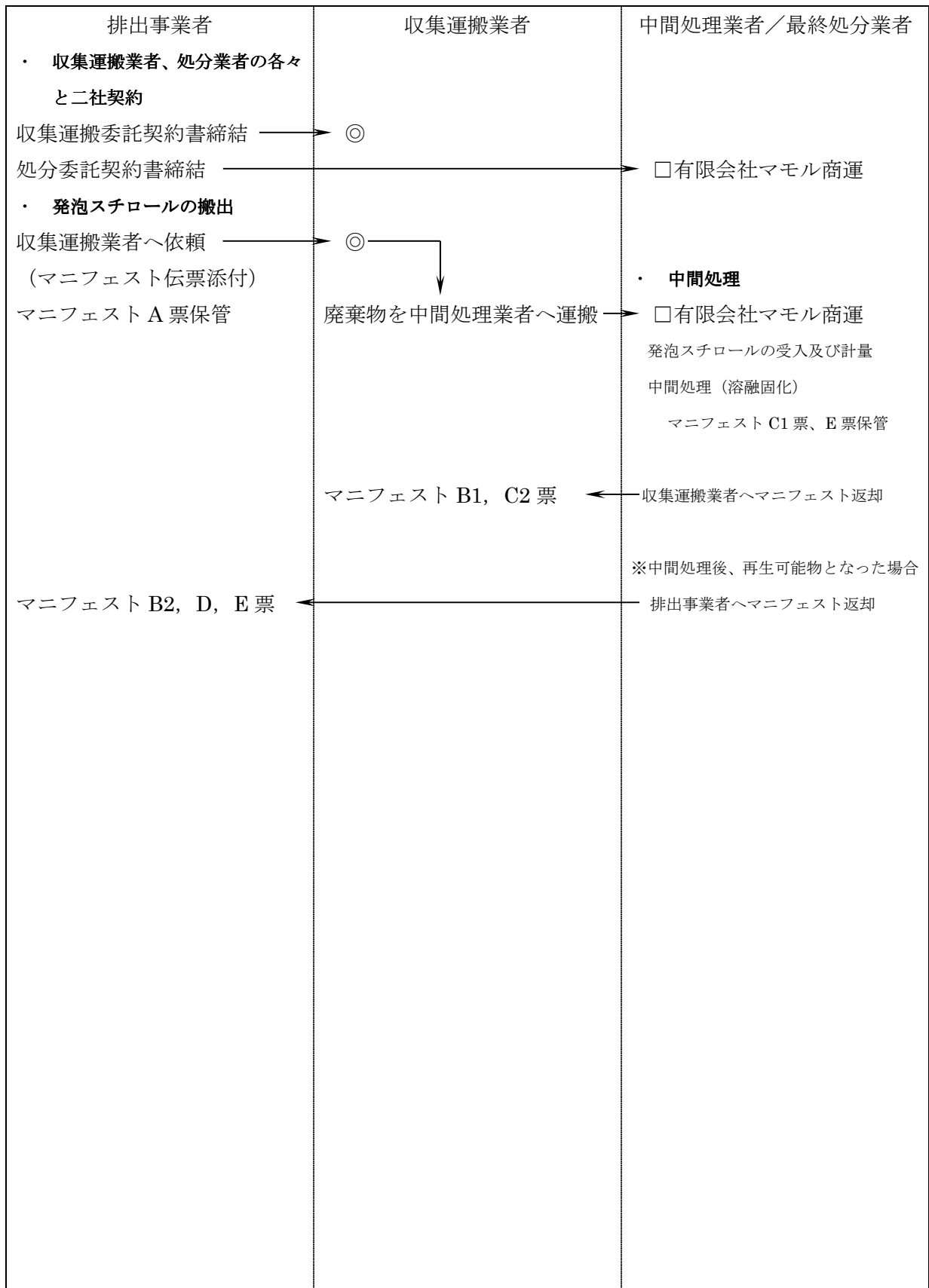
今後は、新たな指標（原単位）を用いて二酸化炭素排出量の削減目標を適切に判断し設定していきます。

このように環境経営目標の見直しによって、取り組みへの理解が深まり、今後の活動がより活発になることを期待します。

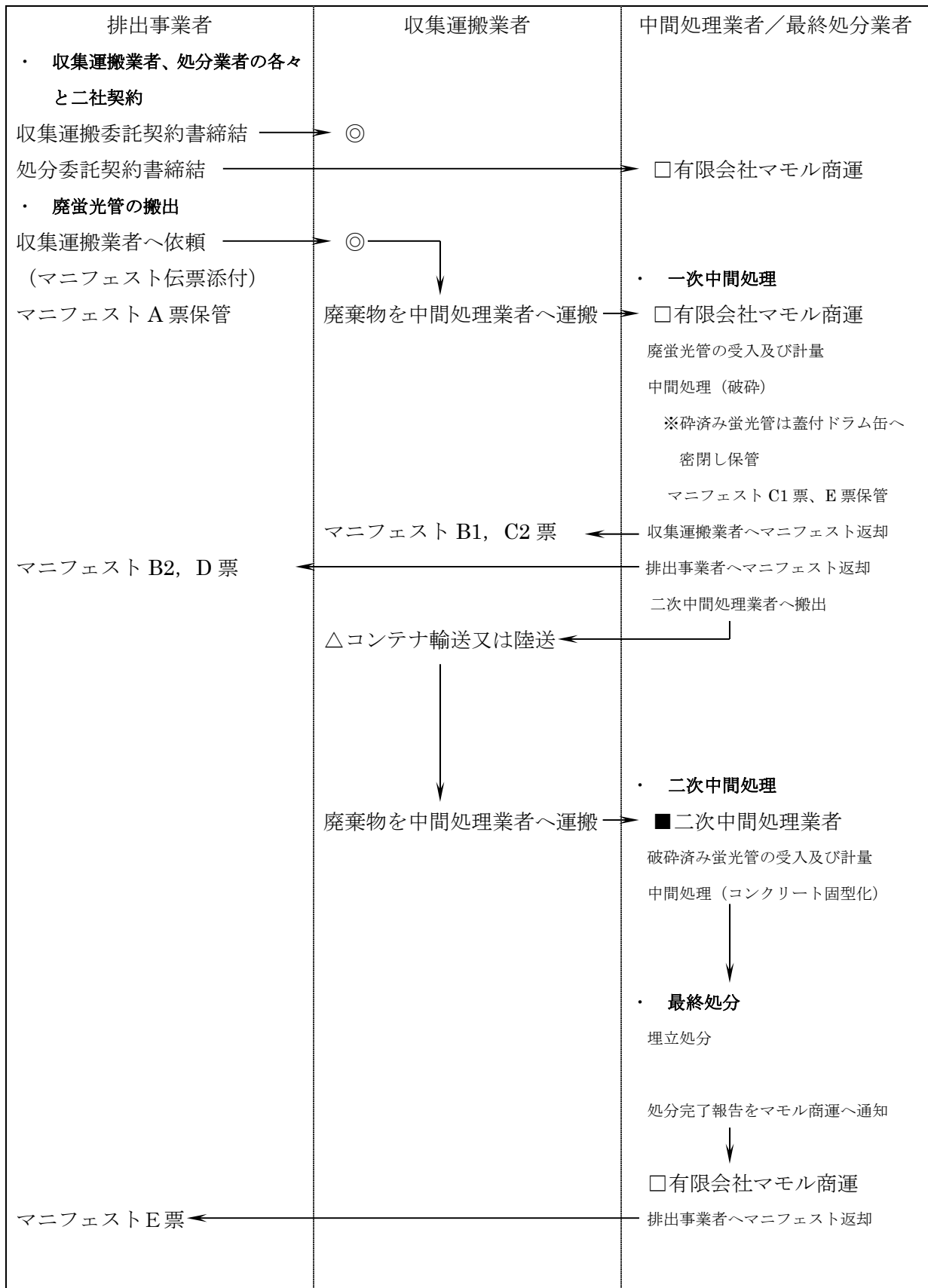
VII. 廃棄物処理に係る組織の概要

事業所名		有限会社マモル商運					
代表者名		代表取締役 守田 功					
所在地		青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内10-5					
環境管理責任者		業務部長					
環境事務局長		環境事務局長					
連絡先		電話	0178-28-8510	ファクス	0178-20-3202		
		E-mail	isao.morita@nifty.com				
		URL	http://mamoru.eco.coocan.jp/				
事業活動の内容		一般廃棄物収集運搬業 産業廃棄物収集運搬・処分業 特別管理産業廃棄物収集運搬業					
事業の規模 (令和4年度)	品名	一般廃棄物	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物		合計	
	収集運搬量 t	6,785.25	964.44	1.71		7,751.40	
	処分量 t		32.80			32.80	
	製造量 t					0.00	
	最終処分量 t					0.00	
合計		6,785.25	997.24	1.71		7,784.20	
法人設立年月日		昭和60年7月		資本金	3 百万円	売上高	231 百万円
許可の内容	許可名/許可番号	年月日		事業計画・事業の範囲(事業区分、廃棄物の種類)			
	一般廃棄物収集運搬業 八戸市 指令第771号	許可 有効	令和4年4月1日 令和6年3月31日	一般廃棄物：可燃物・不燃物 許可区域 八戸市全域 積替え保管の有無：有			
	一般廃棄物収集運搬業 南部町 指令住第13号	許可 有効	令和4年3月14日 令和6年3月31日	一般廃棄物：可燃物・不燃物 許可区域 福地地区			
	一般廃棄物収集運搬業 南部町 指令住第12号	許可 有効	令和4年3月14日 令和6年3月31日	一般廃棄物：可燃物・不燃物 許可区域 名川・南部地区			
	一般廃棄物収集運搬業 階上町 指令第42号	許可 有効	令和4年3月11日 令和6年3月31日	一般廃棄物：可燃物・不燃物 許可区域 階上町全域			
	一般廃棄物収集運搬業 十和田地域広域事務組合指令第7号	許可 有効	令和5年4月28日 令和7年4月30日	一般廃棄物：可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ 許可区域 十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村			
	産業廃棄物収集運搬業 青森県 00200004634	許可 有効	令和2年7月13日 令和7年7月12日	許可品目：燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 積替え又は保管の有無 無し			
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 青森県 00250004634	許可 有効	平成30年7月22日 平成35年7月21日	許可品目：廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物 積替え又は保管の有無 無し			
	産業廃棄物処分業 八戸市 12220004634	許可 有効	令和4年11月2日 令和9年10月21日	中間処理(溶融固化) 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) 中間処理(破碎) 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらについて廃蛍光管及び廃HIDランプに限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)			
	一般貨物自動車運送事業 東自貨第11号	許可 有効	平成21年12月2日 -	許可区域 青森県八戸市、三戸郡階上町、三戸郡南部町、十和田市、上北郡六戸町、上北郡おいらせ町、三戸郡五戸町、三戸郡新郷村			
	電子manifest 加入者番号 2008494	許可 有効	平成20年4月1日 -	加入区分 収集運搬業者			
	電子manifest 加入者番号 3012107	許可 有効	平成20年4月1日 -	加入区分 処分業者			
	古物商 青森県公安委員会 第201030028770	許可 有効	平成22年1月4日 -	機械工具商			
	設備	設備名	能力・種類	台数	設備名	能力・種類	設置年月日
		運搬車両			産業廃棄物処理施設		
塵芥車		4 t (中型)	4	溶融固化施設	廃発泡スチロール 0.32t/日 (8時間稼働)	平成14年8月20日	
塵芥車		4 t (準中型)	8				
塵芥車		2 t ~ 3 t	2	破碎施設	直管型廃蛍光管 4.00t/日 環状管型廃蛍光管 1.76t/日 廃HIDランプ 0.80t/日	平成14年8月29日	
バン		3 t	1				
クレーン機能付きトラック		2 t	1				
キャブオーバー (トラック)		3 t	1				
キャブオーバー (トラック)		2 t	1				
脱着装置付きコンテナ専用車		4 t	3				
脱着装置付きコンテナ専用車		2 t	1				
軽トラック		0.35 t	1				
軽ワゴン		0.35 t	1				
フォークリフト		2 t	1				
ショベルローダー		0.3 m ³	1				
合計		26					

廃発泡スチロール処理フロー



廃蛍光管・廃H I Dランプ処理フロー



受託した産業廃棄物の処理量

令和4年度

処理方法等	廃棄物等種類	処分方法等	処理量 t	
収集運搬	産業廃棄物			
	廃プラスチック類		617.14	
	動植物性残さ		234.17	
	木くず		16.12	
	金属くず		42.92	
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず他		13.51	
	発泡スチロール		16.29	
	廃蛍光管・廃HIDランプ		6.76	
	廃電池		3.37	
	非感染性産業廃棄物		5.20	
	汚泥		3.44	
	廃油		0.38	
	繊維くず		5.11	
	廃アルカリ		0.03	
	感染性廃棄物		1.70	
	引火性廃油		0.01	
	一般廃棄物			
	可燃ごみ		3813.01	
	不燃ごみ・粗大ごみ		327.14	
資源物（紙）	2363.10			
資源物（缶・ビン・ペットボトル）	135.11			
資源物（金属）	127.26			
有害ごみ	19.63			
収集運搬量合計			7751.40	
中間処理	産業廃棄物			
	廃プラスチック類	発泡スチロール 溶融固化	15.43	
	金属くず ガラスくず	蛍光管 破碎	17.37	
うち再資源化等	廃プラスチック類	中間処理後、プラスチック原料としてリサイクル（売却）	15.43	
	再資源化等量小計		15.43	
中間処理合計			32.80	
最終処分				
最終処分量合計			0.00	
中間処理後の産業廃棄物	最終処分	金属くず ガラスくず	蛍光管 管理型埋立（委託）	17.37
	再資源化	廃プラスチック類	中間処理後、プラスチック原料としてリサイクル（売却）	15.43
		再資源化等量小計		15.43
中間処理後処分量合計			32.80	